

決算特別委員長報告

令和6年11月定例会

決算特別委員長報告をいたします。

本年9月定例会において本委員会に付託されました、知事提出第129号議案及び認定第1号議案から認定第6号議案の7件につきましては、決算審査の結果を令和7年度の予算に反映させるべく精力的に審査・調査を行ってきたところであります。以下、その経過及び結果について申し上げます。

初めに、令和5年度の決算の概要についてであります。

一般会計の歳入総額は5,273億円余、歳出総額は5,022億円余であり、前年度に比べて歳入は5.9%、歳出は5.8%減少しました。また、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は173億円余の歳入超過でありました。

証紙特別会計など13の特別会計を合算した歳入総額は2,232億円余、歳出総額は2,144億円余であり、こちらは前年度に比べて、歳入は8.1%、歳出は7.9%減少し、実質収支額は86億円余の歳入超過でありました。

令和5年度決算に係る健全化判断比率については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については該当がなく、実質公債費比率及び将来負担比率については、いずれも早期健全化基準を下回っております。

また、普通会計における財政調整のための基金の残高は、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金と併せて233億円余であり、令和4年度末から18億円余増加しております。

また、国土強靱化のための県債を除いた通常県債残高は、5,221億円余であり、令和4年度末から56億円余減少しております。

これらは、令和元年に策定された「中期財政運営方針」に基づく取組の成果として評価できるものであります。しかしながら、エネルギー価格や物価高騰への対策、島根創生計画の取組と、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた準備、国土強靱化のための公共事業など、今後も多くの財政負担が避けられないものと考えます。引き続き、財政の健全化・安定化に向けて、着実に取り組まれるよう求めます。

次に、公営企業会計の決算についてであります。

まず、病院事業会計についてであります。

中央病院について、総収益は206億8,300万円余であり、前年度に比べ2.0%の減となりました。総費用は211億5,800万円余であり、前年度に比べ4.4%の増となりました。これらにより令和4年度に比べ13億1,600

万円余収支が悪化し、純損失は4億7,400万円余となり、未処分利益剰余金は、1億5,600万円余となりました。

こころの医療センターについて、総収益は25億6,900万円余であり、前年度に比べ1.5%の減となりました。総費用は28億5,000万円余であり、前年度に比べ5.6%の増となりました。純損失は2億8,000万円余となり、令和5年度末の未処理欠損金は3億300万円余となりました。

次に、企業局所管の事業会計についてであります。

電気事業は純利益16億7,000万円余、工業用水道事業は純損失2,400万円余、水道事業は純利益6,600万円余、宅地造成事業は、令和5年度に新たな分譲はなく、純損失5,900万円余となりました。また、電気事業会計において、令和5年度末の未処分利益剰余金は、16億7,000万円余となりました。

次に、土木部所管の事業会計についてであります。

流域下水道事業について、総収益は45億100万円余であり、前年度に比べ7.3%の増となりました。総費用は44億4,400万円余であり、前年度に比べ6.1%の増となり、5,700万円余の純利益でありました。

本委員会におきましては、全体会及び4つの分科会において、令和5年度に係る予算執行が、議会の議決の趣旨及び関係法令等の規定に従い、適正かつ効率的に行われたか、施策の効果が十分上がったか、また、今後改善を要する点は何か、などに視点を置いて、関係各部局から各種の資料の提出を求め、詳細な説明を聴取し、また、監査委員からは、決算審査等の意見及び定期監査の結果に関する意見等について説明を受けたところであります。

以上のような審査の結果、本委員会に付託されました第129号議案、認定第3号議案、認定第5号議案及び認定第6号議案については、全会一致により、認定第1号議案、認定第2号議案及び認定第4号議案については、賛成多数により、可決及び認定すべきものと決定いたしました。

次に、審査の過程で議論された主なものについて申し述べます。

はじめに、幼児教育の推進についてであります。

県では、幼児教育の質の向上が図られるよう、幼児教育施設、小学校、市町村、県の役割を明確にして組織を構築し、計画的な研修等に取り組まれているところです。

教育の初期段階である幼児期から、人への思いやりや人間性を育むことは大変重要である。教育委員会として、現在ある教育課題についてしっかりと議論し、島根型の教育を推進していく必要があるとの意見がありました。

次に、持続可能な農山漁村の確立についてであります。

県では、自然環境の保全や良好な景観の形成など多面的機能を有する農山漁村が、将来にわたって維持・発展できるよう地域活動の支援に取り組まれているところです。

海岸部や山間地域で住民の負担となっている海岸ゴミの処理や除草作業について、多面的機能支払制度の活用を促すとともに、この制度が農業だけでなく、林業、漁業でも十分活用されるよう取り組んでほしいとの意見がありました。

次に、病院局についてであります。

県立病院では、質の高い医療を提供していくために、「経営改善実行プラン」に基づき、経営改善に取り組まれています。給与費の上昇、物価上昇による諸経費の増加、新型コロナウイルス感染症関連補助金の減額などにより、大きく経営が悪化したところです。

新たな感染症拡大に備えるために、非常に厳しい経営状況の中であるが、平時から、病床の準備や医師確保に取り組む必要があるとの意見がありました。また、県の医療の拠点として、医療機能の充実に取り組み、県民の命を守る使命を果たしてほしいとの意見がありました。

次に、企業局の水道事業会計についてであります。

企業局では、水道事業として、飯梨川水道、斐伊川水道による島根県水道用水供給事業と江の川水道用水供給事業の2事業において、安全・安心な水道水の供給に取り組まれているところです。

県内市町村の水道料金には差が生じており、将来にわたって安定的かつ低廉に水道用水が供給されるよう、電気事業会計で生じた利益剰余金の活用等についても検討してほしいとの意見がありました。

また、内部統制について、委託事業に係る消費税の取扱い誤りや、精算金振込額における過不足、多くの県民が利用する施設の指定管理業務に係る事業計画書の不適切な審査等が存在したことから有効に運用されていないと判断されました。内部統制制度の実効性のある運用と、会計事務の適正な執行に努められるよう求めます。

以上、申し述べました委員会審査の過程において出された各委員の意見や要望等について十分に配慮し、本委員会設置の趣旨を踏まえ、審査の結果等を令和7年度の予算に反映されるよう要請いたします。

終わりに、執行部におかれましては、島根創生の着実な推進に向けて、一丸となって取り組まれることを期待いたしまして、決算特別委員長報告といたします。